

嶋田病院 居宅療養管理指導

1. 嶋田病院 居宅療養管理指導の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	嶋田病院	(事業所番号 1810119840号)
所在地	福井市西方1丁目2-11	
管理者	院長 嶋田 修美	
サービスの種類	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導(医師・歯科衛生士・管理栄養士)	
サービス対象地域	福井市小学校区域のうち、旭、足羽、麻生津、円山、岡保、上文殊、木田、啓蒙、酒生、順化、清明、東郷、中藤、日新、春山、日之出、宝永、松本、湊、豊、明新、文殊、六条、和田地区	

(2) サービス内容

医師が行う居宅療養管理指導	居宅療養管理指導は、医師が利用者の居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図るサービスです。
歯科衛生士が行う居宅療養管理指導	担当の歯科医師の指示等に基づき、歯科衛生士が居宅を訪問し、利用者の口腔機能の維持回復を図れるよう指示・援助を行います。
管理栄養士が行う居宅療養管理指導	担当の医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、栄養管理に係る情報提供および指導又は助言を行います。 ※別に厚生労働大臣の定める特別食を必要とする方又は低栄養状態にあると医師が判断した方が対象となります。

(3) 職員体制

従業者の職種	職員数	勤務体制
医師	1名	常勤
歯科衛生士	1名	常勤
管理栄養士	1名	常勤

(4) 営業日及び営業時間

	営業日	営業時間
医師が行う居宅療養管理指導	火曜日・木曜日 (祝日、12月30日から1月3日までを除く)	午後2時00分～午後4時00分
歯科衛生士が行う居宅療養管理指導	月曜日～金曜日 (祝日、12月30日から1月3日までを除く)	午前8時30分～午後5時30分
管理栄養士が行う居宅療養管理指導		

(5) お問い合わせ窓口 ※サービス利用の質問など、お気軽にご相談ください。

	電話番号	担当者
医師が行う居宅療養管理指導	0776-21-8008	嶋田病院 医事課 恒藤 秀彰
歯科衛生士が行う居宅療養管理指導	0776-26-6480	I-WILL 山田 真梨子
管理栄養士が行う居宅療養管理指導		I-WILL 西端 志保

2. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ご利用になりたい方は、下記のいずれかにご相談下さい。

- ①かかりつけの医師に相談する。
- ②居宅介護支援事業所に相談する。
- ③病院の医療相談員(MSW)に相談する。
- ④市町の地域包括支援センターに相談する。
- ⑤当事業所に直接連絡する。

(2) サービスの利用終了

居宅療養管理指導利用契約書第3条に基づき、サービスの利用を解除することができます。また、第4条に基づきサービスの利用を終了する事があります。

3. サービス内容及び提供の記録

<p>医師が行う居宅療養管理指導</p>	<p>① 医師の行う訪問診療において、計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対するケアプランの作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導及び助言を行います。</p> <p>② 医師による指導及び助言の内容を診療録に記載または添付する等により保存します。なお、口頭により指導及び助言を行った場合は、その要点を記録します。</p> <p>③ 記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供いたします。</p>
<p>歯科衛生士が行う居宅療養管理指導</p>	<p>① 利用者の口腔機能（口腔衛生、接触・嚥下機能等）のリスクを把握し、解決すべき課題を踏まえた上で「歯科衛生士による居宅療養管理指導に係るスクリーニング・アセスメント・管理指導計画」を記載し、歯科医師及びその他の職種の者と共同して管理指導計画を作成します。また、作成した管理指導計画については、利用者又はその家族に説明し同意を得ます。</p> <p>② 管理指導計画に基づき、口腔管理を行うとともに、管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正します。また、利用者の口腔機能に応じて、定期的に利用者の生活機能の状況を検討し、口腔機能のモニタリングを行い、指示を行った歯科医師に報告を行います。</p> <p>③ 概ね3ヶ月を目途として口腔機能スクリーニングを実施し、歯科医師の指示のもとに当該計画の見直しを行います。</p> <p>④ 記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し、利用者からの申出があった場合には、文章の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供いたします。</p>
<p>管理栄養士が行う居宅療養管理指導</p>	<p>① 利用者の低栄養のリスクを把握し、解決すべき課題を踏まえた上で医師及びその他の職種の者と共同して栄養ケア計画を作成します。また、作成した栄養ケア計画については、利用者又はその家族に説明し同意を得ます。</p> <p>② 栄養ケア計画に従い栄養管理を行うとともに、利用者又はその家族に対して情報提供及び指導又は助言を行い、提供内容を記録します。</p> <p>③ 栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正します。また、概ね3ヶ月を目途として評価を実施し、医師の指示のもとに当該計画の見直しを行います。</p> <p>④ 栄養状態等について定期的に医師及び居宅介護支援専門員に報告を行います。</p> <p>⑤ 記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し、利用者からの申出があった場合には、文章の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供いたします。</p>

4. 利用料金

(1) 介護報酬利用分・令和06年04月01日現在

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額（介護報酬の告示上の額）によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合の利用料の額は、これらに利用者ごとの介護保険負担割合を乗じて得た額とします。また、これが改訂された場合には、これらも自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい料金を書面でお知らせします。

※下記の単位数に10円を乗じた金額のうち、介護保険負担割合にもとづいた額が自己負担となります。

	単位数	
<p>医師が行う居宅療養管理指導 (I) 医師が行う居宅療養管理指導 (II) (1月に2回を限度) (II)・・・在宅時医学総合管理料または特定施設入居時等医学総合管理料を算定している場合</p>	<p>単一建物居住者が1人の場合</p>	<p>(I) 515単位/回 (II) 299単位/回</p>
	<p>単一建物居住者が2人以上9人以下の場合</p>	<p>(I) 487単位/回 (II) 287単位/回</p>
	<p>単一建物居住者が10人以上の場合</p>	<p>(I) 446単位/回 (II) 260単位/回</p>
<p>歯科衛生士が行う居宅療養管理指導 【1月に4回（がん末期の利用者については、1月に6回）を限度】</p>	<p>単一建物居住者が1人の場合</p>	<p>362単位/回</p>
	<p>単一建物居住者が2人以上9人以下の場合</p>	<p>326単位/回</p>
	<p>単一建物居住者が10人以上の場合</p>	<p>295単位/回</p>

嶋田病院所属の管理栄養士が行う居宅療養管理指導（1月に2回を限度）	単一建物居住者が1人の場合	545単位/回
※限度回数を超えて追加訪問する場合も有り（医師の特別な指示がある場合）	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487単位/回
	単一建物居住者が10人以上の場合	444単位/回

下記加算については、各条件を満たす場合に算定します。

- 中山間地域等提供加算 上記表の5%に相当する単位数（1日につき）
利用者の居住地が、当事業所の通常の事業の実施地域外の場合に算定します。

(2) キャンセル料

利用者の都合によりサービスをキャンセルした場合は、下記の料金をいただきます。サービスのキャンセル又は変更をされる場合は、利用日の前日までに問合せ窓口までご連絡ください。

利用日の前日までに連絡があった場合	無料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の50%（※）

（※）ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

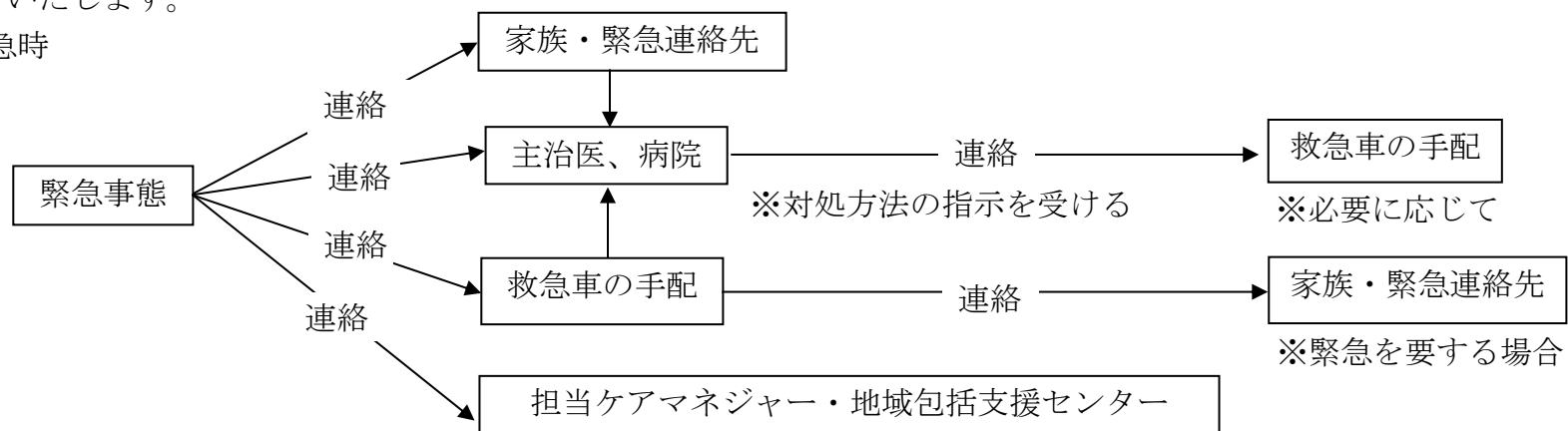
(3) 支払い方法

毎月10日以降に前月分の請求書を発行します。お支払方法は現金とし、請求書を利用者にお渡しした日より、1ヶ月以内にお支払いください。

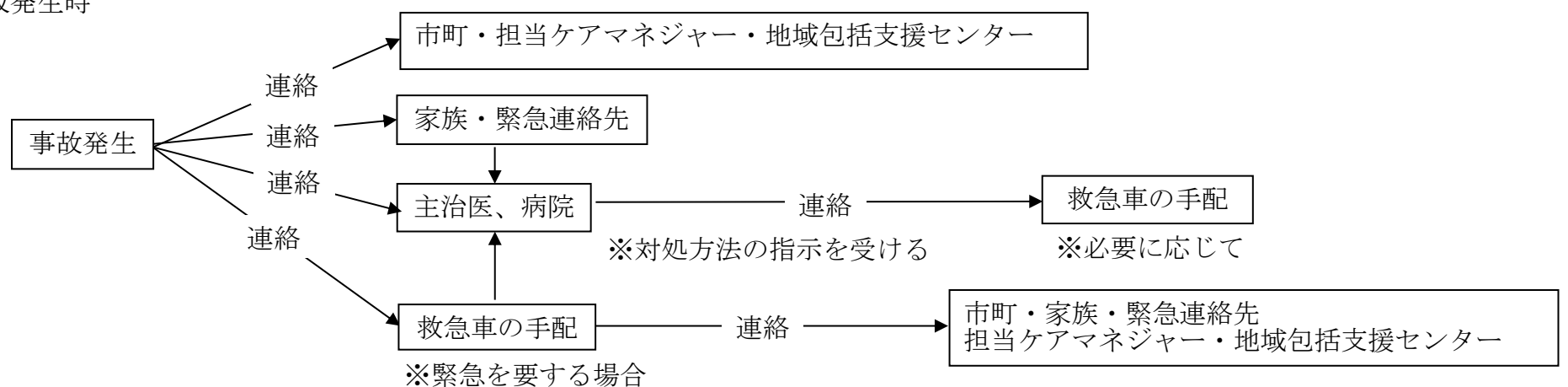
5. 緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、担当ケアマネジャー、地域包括支援センター等に連絡をいたします。

(1) 緊急時



(2) 事故発生時



6. 苦情相談窓口の体制

(1) 受付窓口

利用者からの苦情及び要望に、当事業者の従業者全員が対応します。窓口での受付は口頭で行いますが、「要望箱」を設置し文書による受付も行います。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

- | | |
|---------|---|
| 苦情解決責任者 | 医師が行う居宅療養管理指導について：恒藤 秀彰（医事課課長） |
| | 歯科・管理栄養士が行う居宅療養管理指導について：天谷 雄作（企画・広報課長） |
| 第三者委員 | 福井市東部民生児童委員協議会 会長 清川 忠 [連絡先] 0776-23-2912 |
| 要望箱設置場所 | 嶋田病院受付 |

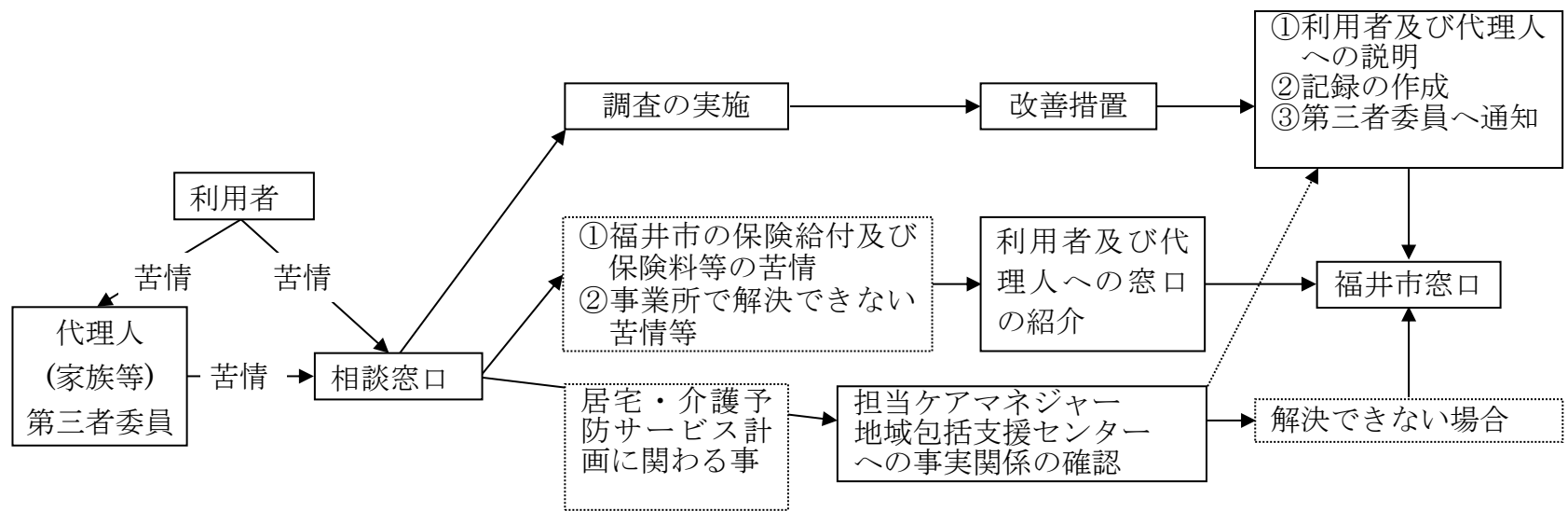
* 下記の苦情申立機関にも苦情等を伝えることができます。

苦情申立機関	福井県国民健康保険団体連合会	TEL 0776-57-1611
	福井市福祉保健部保健衛生局介護保険課	TEL 0776-20-5715
	福井県運営適正化委員会（ハート支援室）	TEL 0776-24-2347

(2) 苦情に対する措置

事業所は迅速かつ適切に対応するため、事実確認の調査や苦情処理に関する検討会の実施、処理結果の記録の整備等の必要な措置を講じます。また、改善措置について、利用者または家族等への説明を行います。

※ 経過や結果を福井市福祉保健部介護保険課へ報告する。



7. 個人情報の取り扱い

事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。又事業所は、従業者及び従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

2 事業所は、あらかじめ文書により利用者又は利用者家族の同意を得た場合は、一定の条件下で情報を提供することがあります。

8. 秘密保持等

事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

2 事業者は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとします。

9. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定（理事長：嶋田 修美）
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- ④ 介護相談員の受け入れ

2 従業者は、利用者の居宅その他の場所において、当事業者の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者のこと。）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを福井市に通報します。

10. ハラスメント防止対策に関する事項

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

11. 第三者による評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

12. 当法人の概要

法人種別	医療法人 健康会
代表者役職・氏名	理事長 嶋田 修美
本部所在地・電話番号	福井市西方1丁目2-11 Tel 0776-21-8008

<p>● 嶋田病院（117床） 【診療科目】リハビリテーション科・脳神経外科・整形外科・循環器外科・内科・外科・歯科 【病床数】 地域包括ケア病棟27床・回復期リハビリテーション病棟90床</p>	
<p>● いちご在宅支援センター（嶋田病院併設） 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】 ・通所リハ 健康の家 【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション】 ・嶋田病院訪問リハビリ 【訪問看護・介護予防訪問看護】 ・いちご訪問看護ステーション 【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】 ・いちごショートステイ 【居宅介護支援事業】 ・嶋田病院 居宅介護支援センター</p>	
<p>● 病院外の介護事業所 【通所介護】 ・いちごデイセンター福井 ・いちごデイセンターみのり 【地域密着型通所介護】 ・いちごライフ 【福井市介護予防・日常生活支援総合事業】 通所型予防給付相当サービス ・いちごライフ ・いちごデイセンター福井（福井市及び永平寺町にて実施） ・いちごデイセンターみのり 通所型基準緩和（A型）サービス ・いちごデイセンターみのり ・いちごライフ ・I-WILL 短期集中予防サービス ・I-WILL 【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】 ・和田東いちごデイサービスセンター ・いちごデイセンター松岡 ・いちご月見亭 【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】 ・いちご 月見の里 ・いちご 和えの里 【看護小規模多機能型居宅介護】 ・いちご日和 【居宅介護支援事業】 ・いちごケアプランセンター月見 【障がい福祉サービス・共生型生活介護】 ・いちごデイセンター福井 ・いちごデイセンターみのり 【障がい福祉サービス・共生型自立訓練（機能訓練）】 ・いちごデイセンターみのり</p>	